慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	リスク社会としての再帰的近代をめぐって： 近代化論における個人主義的アプローチとシステム理論的アプローチ
Sub Title	
Author	菅野, 博史(Kanno, Hiroshi)
Publisher	三田社会学会
Publication year	1999
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.4 (1999.) ,p.33- 44
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集I: 自由と秩序：主体としての個人の行方
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-19990000-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

リスク社会としての再帰的近代をめぐって

近代化論における個人主義的アプローチとシステム理論的アプローチ

菅野　博史

1．はじめに

われわれの生きている近代社会は、リスクに満ち溢れている。それが交通事故に巻き込まれたり、ガンに罹って命を落とすといった個人的なものであれ、国家による核兵器の使用や地球規模の環境汚染から生じる異常気象のように、大量の犠牲者を生み出す可能性を孕むものであれ、「未来に何らかの不利益を被る可能性」としてのリスクは、現在において、過去とは比べものにならないほど高い水準にあるといえる。

もちろん、近代社会のみがリスクにさらされてきたわけではない。これまでにも飢饉や疫病、戦争や内乱などのリスクに人類はつねに直面してきた。しかし、それは多くの人々にとって自らの力では如何ともしがたい災厄としてその身に降りかかってきたのであり、科学技術や専門知識によって克服可能な近代型のリスクとは性質の異なったものであった[1)]。その一方で、環境問題において典型的なように、科学技術や専門知識の発達そのものが新たなリスクを産み出し、それに対処するために新しい科学技術や専門知識を生み出すというイタチごっこが、近代に独特なリスクのあり方を特色づけてもいるのである。

このように現在の社会と浅からぬ関係にあるリスクという概念を、近代社会論の中心に据えることによって、何が見えてくるのだろうか。『リスク社会』（邦訳『危険社会』）という社会運動を含めて多方面に大きな影響を与えた書物のなかで、ドイツの社会学者ウルリッヒ・ベックは、さまざまな制御不可能なリスクが登場することで、近代社会は新たな段階に突入したと声高に宣言した。また、ベックの影響を受けて、イギリスの社会学者アンソニー・ギデンズは、専門知識に対する信頼とリスクを近代社会分析の中心概念とする自らの高度近代社会（High Modernity）論を展開する。さらに、ドイツの社会学者であるニクラス・ルーマンは、社会システム理論の立場から環境問題やリスクの概念を組み込んだ独自の社会理論を構築する試みを、前二者とほぼ同じ時期から目指してきた。

現代社会学において大きな影響力を持つ三人の理論家が、同じようにリスク概念に注目するとともに、近代社会を程度の差はあれリスク社会として把握しているということは非常に興味深い。もちろん、これに対して単純に追随したり、近代化論の他の類型によって性急な代替案を主張すること（例えば、ポストモダンの議論[2)]）にはあまり意味がない。そうした主張をする前に検討すべきなのは、近代社会をリスク社会として把握するということの内実であり、近

代化論としての理論構成の実際だからである。そこで、以下の論述では、リスク社会論を近代化論の一部として解釈するとともに、議論の内容に従って個人主義的方向（ベック、ギデンズ）と社会システム理論的な方向（ルーマン）とにそれを区別することによって、古くて新しい個人と社会の問題に新しい光を当てると同時に、その対立の克服（あるいは無意味化？）の方途を探ることを目指したい。

2．個人主義的アプローチ

リスク社会に関する個人主義的アプローチの根底には、「社会の近代化が進めば進むほど、行為の担い手（主体）は、みずからの存在の社会的諸条件に省察をくわえ、こうした省察によってその条件を変える能力を獲得していくようになる」（Beck, Giddens & Lash 1994=1997: 318）という、主体による社会変革についての積極的な評価が存在する。もちろん、このことの裏面として、こうした個人的省察の及ばないリスクの発生や主体的省察のもたらす意図せざる不利益の生起といった現象も、同時に考慮すべき必要が生じることになる。しかし、いずれにせよ、社会変革の前提として、「個人がますます構造から自由になりはじめた」（Beck, Giddens & Lash 1994=1997: 322）ということまでは、明らかな傾向だと主張されるのである。

(1) ベックによる再帰的近代化論

ベックの基本的な時代認識は、富の分配における階級的不平等とその解決が主たる問題であった産業社会から、リスクの万人に対する波及可能性とその政治的解決が重要な問題になるリスク社会へと、近代社会はそれ自体のうちで社会変動、すなわち再帰的近代化を遂げてきたという点にある。ここで誤解してはならないのは、この認識が産業社会の終焉といったことを含意しているわけではなく、あくまでもその解体的再編を前提にした上での主要な問題の移行を示しているに過ぎないということである。そして、この社会変動を構成する二段階として、単純な近代化と再帰的な近代化という区別がなされるわけである。

このように近代化の進展から生じるリスク社会では、「目に見える現象であっても、目に見えないリスクの影にかくれてしまう」（Beck 1986=1998: 67）傾向があるために、目に見えないリスクを認識する必要性が増大する。そして、その必要性を満たすために使用されるのが科学的知識なのである。標語的にいえば、「階級状況では存在が意識を決定したのに、リスク状況では反対に意識（知識）が存在を決定する」（Beck 1986=1998: 81）ということになろう。それゆえ、科学の専門研究者がさまざまな対象に関して、その安全性を評価するというリスク認知の作業が社会的にも不可欠なものになるわけである。まさに、「科学は『リスクを認定』し、国民は『リスクを知覚』する」（Beck 1986=1998: 89）という一連の流れが社会的に成立することになるのである。

しかし、厳密な因果関係の解明に科学者がこだわることでリスク状況や被害状況がそのまま放置されたり（例えば、水俣病）、科学的根拠のはっきりしない許容値なるものが（場合によ

っては複数）設定されたり（ダイオキシン問題[3]）、個々の化学物質を超えた複合作用について何ら研究が行われなかったりする（内分泌系攪乱化学物質＝環境ホルモン）現実を目の当たりにすると、科学的知識に対する不信感が人々のうちに醸成されることになる。そして、「このような状況を打破するためには、近代化のもたらす問題に対して大衆が敏感になり、批判的にならねば」ならず、「近代化に伴うリスクについては、その研究を外部的な力、つまり大衆による認知の力によって科学者に対し『押しつけて』『厳命』しなければ」（Beck 1986=1998: 327）ならなくなる。つまり、ベックの考えでは、科学の内部からではなく社会の側からの要請を受けて、科学を批判する科学としての対抗的科学が登場する必要があるとされるのである。

さらにこうした大衆の動きは、従来型の政治システム、つまり国民国家の政治原理に属するものではなく、「政治のカテゴリーにも非政治のカテゴリーにも入れられない、つまり何か第三の形の政治」（Beck 1986=1998: 381）に類別される、サブ政治というものを形成してゆく。つまり、新しい形の「政治的なものが、公的権限や公のヒエラルキーを超えたところに、突如姿を現わし、噴出していくのである」（Beck, Giddens & Lash 1994=1997: 38）。このサブ政治は、「新たな高速道路やゴミ焼却場、化学や原子力、バイオテクノロジー関連の工場や研究所の建設」（Beck, Giddens & Lash 1994=1997: 57）など、リスクをもたらす可能性のある場合には、現代社会のあらゆる領域において生じうる。そして、「こうした事態が生じる限り、また生ずるや否や、社会システムが人々から行為能力を奪っていく自己準拠性を有しているというイメージは、完全に損なわれ」ていき、「システムそのものが可変性にさらされていくようになる」（Beck, Giddens & Lash 1994=1997: 92）とされるのである。

つまり、ベックのいうサブ政治という概念の中心イメージは、政治家や官僚ではない一般の人々の省察に由来するリスク認識が社会の至る所に生じるとき、科学的知識に基づく政治的な対立を通して社会を変革する可能性が生み出されることになるため、政治的な主体としての個々人に社会システムを超えた重要性が付与される、というものである。もちろん、こうした省察を行う主体や政治的な運動を行う主体は、個人に限られるわけではない（Beck, Giddens & Lash 1994=1997: 320）。しかしながら、個々人の意思決定にそうした省察や運動を行う集合的主体の活動が還元されうる限りで、行為主体として想定された社会構造や社会システムもまた、個々人の意思決定の複合体として理解されることになる。そしてここには、機能的に分化した社会という社会学的機能主義による認識を無化する脱分化の動き（Beck 1986=1998: 453）を、リスク社会という再帰的な段階に至った近代社会全体における個人の析出過程として読みとろうとする、個人主義的な方向性が如実に現れているのである。

(2) ギデンズによる制度的再帰性と高度近代社会の理論

ベックと同じように、大雑把にいえば産業社会として近代社会をとらえるギデンズは（Giddens 1991: 15）、その根底に三つの近代に固有なダイナミズムを見出す。すなわち、社

会関係が時間的・空間的な制限を払拭して広範囲に展開する条件である時間と空間の分離、相互行為を場所に縛られた局所性から解放する機能を有する、象徴的通標（例えば、貨幣）と専門家システムの二つによって構成される脱埋め込みメカニズムの発達、自らの社会生活の条件についての知識を社会生活そのものの構成と変革のために使用する知識の再帰的専有の、三つ（Giddens 1990=1993: 72-73）がそれである[4]。また、こうした条件に加えて、近代以前には確固として存在していた絶対的な真理や知識が相対化されることを通じて、科学と技術の生み出すリスクや危険がその恩恵とともに認識されるような社会的段階に至ると、経済的リスクや政治的リスクの増加とも相俟って、未来の不確実性が増大するリスク社会が近代社会の延長線上に到来すると想定されることになる。そして、こうした近代社会の自己展開であるリスク社会こそが、ギデンズが述べる意味での高度近代社会であるとされるのである（Giddens 1990=1993: 27-32）。

ここではギデンズの近代化論の全体像を取り上げることが目的ではないため、リスク社会論（すなわち、高度近代社会論）に関わる限りで、その主張の内実を見ていくことにしよう。まず最初に、近代のダイナミズムの一つである、脱埋め込みメカニズムを担っている専門家システムについて述べると、それは「われわれが今日暮らしている物質的社会的環境の広大な領域を体系づけている、科学技術上の成果や職業上の専門家知識の体系」（Giddens 1990=1993: 42）のことであるとされる。これを敷衍すれば、どのような人物が何時どのような場面でこうした専門的知識の体系を使用するのかといったことに関係なく、つまり文脈に依存しない形でそれを使用可能であるという意味で、こうした専門家システムというものが時間と空間の拘束からの離床＝脱埋め込みのメカニズムの一翼を担っているとギデンズは考えているのである。

もちろん、日常行為者は専門的知識の体系を熟知した上で、確信に基づいてそれを使用できるわけではない。そうではなく、「所与の一連の結果や出来事に関して人やシステムを頼りにすることができるという確信」（Giddens 1990=1993: 50）、すなわち「信頼」を専門家システムによって付与されるだけである。例えば、われわれの多くはさまざまなコンピュータ・ソフトを使用することができるが、その仕組み（プログラム）やハード・ディスクのメカニズムまでを知っているわけではない。われわれが知っているのは、コンピュータ・ソフトがうまく機能しなくなった場合に頼るべき情報や相談すべき専門家といった事柄だけなのであり、こうした情報や専門家とその知識への信頼を抱いているという状況のみが存在するのである。そして、日常行為者ばかりでなく特定分野の専門家も、すべての領域の専門知識に通暁することがありえない限りで、日々の生活の中でこうした専門家システムへの信頼に頼らざるを得ないということがいえる。このような観点から見るとき、現代社会はすべての人が何らかの領域における専門家になることができる一方で、あらゆる人々が多くの領域においては素人としての日常行為者にとどまらざるを得ないような、近代以前の伝統的社会とは大きく異なった社会だと考えられることになる。

こうした専門家システムは、われわれが自らの社会生活を反省し省察する（再帰的な）場面

にも欠かすことができない[5]。例えば、環境にやさしい生活をおくるためには、熱帯雨林で乱伐される木材についての貿易や流通に関する経済的知識、家庭から出されるゴミについての化学的知識、各種の工場や車から二酸化炭素が排出される工学的メカニズム等々、多くの専門家システムの専門的知識を獲得しなければならないからである。しかし、まさにそこから、「近代の社会生活の有す再帰性は、社会の実際の営みが、まさしくその営みに関して新たに得た情報によってつねに吟味、改善され、その結果、その営み自体の特性を本質的に変えていくという事実に見いだすことができる」（Giddens 1990=1993: 55）という、再帰的近代にかかわる基本命題を引き出すことができるのである。今の例でいえば、環境問題に関する専門的知識を獲得した人物は、自らの主義主張に誠実であろうとする限りにおいて、何らかの形で自らの社会生活を変革して「環境にやさしい生活」をおくるべく努力するようになるという因果連鎖として、この命題は解釈されることになる。

このような専門的知識による社会状況の変革は、ギデンズによって、制度的再帰性と呼ばれている。そして、この制度的再帰性を通じて近代社会の不安定性、つまり未来に対する不確実性が増大し、リスク社会化はいっそう進行するとされるのである。なぜならば、それが意図した結果をもたらすものであれ、意図せざる結果をもたらすものであれ、前述の通り、専門的知識の社会的文脈への投入は社会的文脈そのものの変革を生み出さずにはおかないからである[6]。こうしてギデンズの高度近代社会論のイメージは、専門家システムの知識体系を自らの社会状況に反省的に適用する、主体的個人による「行為の再帰的モニタリング」を通して、制度的再帰性という近代のダイナミズムがいっそう加速されることにより、疾駆する大型トラック（これをギデンズはジャガノートと呼ぶ）のようにリスク社会が制御不能な形で進行するという像に結実することになる。

これまでの説明からも明らかなように、ギデンズの近代化論では反省する主体は行為者としての個々人である。このことは一方で、社会構造と主体的行為者（agent）の関係を循環的に論じる構造化理論から演繹される理論的な要請である。また他方では、ライフ・ポリティクスの議論（Giddens 1991: 214-217）に典型的に見られるように、グローバル化の過程を通じて個人（あるいはその身体）が批判的準拠点として析出されていくという、再帰的反省による個人化の主張でもある。いずれにせよ、近代化とともに増大する制度的再帰性を通じた社会変革の主体は、行為者としての主体的個人であることは明らかであろう。

3．社会システム理論的アプローチ

個人主義的アプローチが再帰的省察や反省的モニタリングという営みの主体を個人だと見なすのに対して、社会システム理論的アプローチでは、こうした再帰性に由来するダイナミズムを個人と個人との関係性、すなわちシステムとして理解する傾向がある。そして、この方向で徹底した議論を展開しているのが次に取り上げるルーマンの社会システム理論の試みである。そこで、社会システム理論的アプローチの一つの例として、ルーマンによるリスク社会論を取

り上げて、その内容を検討してゆくことにしよう。

(1) ルーマンによるリスクの社会学

ルーマンの近代社会についての基本理解は、いわば垂直の方向に、つまり階層的に分化した前近代社会の状態から、水平の方向に、すなわち種々の機能ごとに独自に分化を果たした複数の機能システムの併存としての近代社会へと、社会編成の様式が変化したという点にある[7]。議論の煩雑化を避けるために単純な言い方をすれば[8]、各機能システムは相互に独立な関係にあり、そのシステム独自の働きにおいて閉じた閉域を形成するということになる。例えば、経済システムにはその特殊な機能（貨幣を媒介にした売買機能）に基づいた自律性があり、政治システムや法システムとは異なった働きを自己完結的に遂行しているというわけである。但し、この機能システムの「自己閉鎖性」というルーマンの主張は、他の機能システムとの間に影響関係がないとか、自然環境からの因果関係をその機能システムが免れているなどといったことを意味するわけではない。むしろこの主張は、外部からの因果関係や影響関係を含めて、当該の機能システムに対する外部からの攪乱に対して、その機能システムが自らの機能を通じてのみ対処しうるという機能的な閉鎖性を示しているのである。例を挙げれば、公害による自然破壊や健康被害の発生、その後に続く抗議運動や法的提訴の動きを被るに至った企業は、最終的には、補償という経済システムに独自の機能によってのみ、それに対応することができるということになる。

こうした認識の一方で、エコロジー問題に代表される近代社会における多くのリスクは、法システム、経済システム、政治システム、科学システムといった諸機能システムの網の目をくぐり抜けたところで発生することにその特色があるともされる。ルーマンの言い方に従えば、「最も重要な諸機能システム、特に科学、経済、法律、政治といったものは、自らがエコロジー問題の取り扱いに適合するということはない」（Luhmann 1991: 107）のである。もちろん、機能システムの相互関係のレベルでは、科学システムによるリスクの発見→政治システムによる法律制定→法システムによる法的判断→経済システムによる金銭的補償という一連の流れに従うことで、問題が処理されることも多い。しかし、この場合でも、いずれかの機能システムがエコロジー問題に特化する形で問題解決に貢献できるわけではまったくない。エコロジー問題に代表される近代社会の抱えるリスクは、いわば複数の機能システムの間隙に発生するために、諸機能システムに異なった形で波紋を巻き起こすのである。

さらに、近代社会に発生するリスクは、独特の時間性を有しているといえる。それは避けられたかも知れない不利益を被ることによって、事後的な後悔を引き起こすような事前の決定に関係する（Luhmann 1991: 19）ため、未来の時点になって初めて確認できる過去の決定に対する否定的評価という特殊な時間構造をもつことになるからである。そして、過去の決定に対する未来の評価を現在において考慮することで、その時々の決定におけるリスク評価の基準として、（リスクを引き起こす）蓋然性のある／蓋然性のないという区別を使用することができ

るようになるのである（Luhmann 1991: 80-81）。もちろん、こうした蓋然性に基づく決定も確定的なものではないため、決定それ自体がリスクに満ちているともいえる。結局のところ、すべてのリスクの根底には未来の不確定性があり、それは法システム（未来に生じうる行為を規範的予期に基づいて判定する）や経済システム（未来における財の配分を貨幣を通じて行う）には回収できない時間編成をあらゆるリスクに付与する一方で、すべての機能システムにおいて、何らかの決定が下される限りにおいて未来にリスクを引き起こす可能性が生じうることをも示唆するのである。

こうして、あらゆる社会システムの間隙で生じるエコロジー問題を含めて、近代社会に生じるさまざまなリスクは、特定の機能システムに専一的に帰属しえないものであるばかりでなく、すべての機能システムにおいて同様に認められる普遍的な問題であると主張されることになる。そして、こうしたリスクのもつ特性が社会システムの再帰性＝反省（Reflexion）の問題を呼び起こすことになるとされるのである。確かにルーマンの場合、ベックやギデンズとは異なって、反省の主体は社会システムという個人とは異なったレベルに設定されてはいるけれども、リスク問題と再帰性＝反省概念との間に存在する密接なつながりは、三者に共通しているということまでは確認できよう。

では、近代社会におけるリスクと社会システムの再帰性＝反省とはどのように結びつくのだろうか。ルーマンによれば、一般的な趨勢として、近代化の進展とともに諸機能システムが自分自身について再帰的＝反省的に言及する（例えば、法的判断の正しさについて法的観点から議論する、科学的言説について科学的に吟味する、売買の権利を売買する等々）という過程が機能システムの分化を一層うながすような形で現出するとされる（菅野 1995）。その一方で、社会全体について再帰的＝反省的に言及する、つまり近代社会で生じた何らかの出来事を社会全体の問題として取り上げることは、こうした特定の働きに特化した諸機能システムによってはもはや担えなくなるともみなされる。そして、まさにこのような理論的前提から、社会全体についての再帰性＝反省の主体として近代社会において新たに登場するのが、抗議運動という特殊な社会システム（！）であるとされるのである（Luhmann 1991: 154）。

社会システムとしての抗議運動は、社会的平等であるとかエコロジー的均衡であるとかいった理想状態を設定した上で、他の機能システムが取り上げないようなテーマを掲げることによって、そのテーマに共鳴して集まった人々が特定の行動を行うような、多くの場合において一時的な社会システムである（Luhmann 1991: 135-154）。つまり、一定の批判は行うけれども、他の現実的な選択肢（Alternativen）を提示して自らがそれを実行するようなことはせずに、何らかの対象（それが特定されない場合もある）に抗議するだけのために、取り上げるテーマ毎に離合集散を繰り返すような暫定的な社会システムなのである。

こうして、以上の議論から、近代社会とリスクをめぐるルーマンの考え方を、以下のようにまとめることができるようになる。すなわち、抗議運動という異物を自らのうちに抱え込んだ近代社会は、特定の機能に特化しているために現代のさまざまなリスクに柔軟に対応できない

諸機能システムに対して、近代社会全体の反省を行う抗議運動を通じて、思いがけない形でリスクを突きつけられるのである、と。このとき、ルーマンの社会システム理論的な方向性と、ベックやギデンズなどの個人主義的アプローチとの大きな違いは、再帰性＝反省の主体として個人ではなく、抗議運動という社会システムを考えている点にある、ということはいうまでもない。

（2）個人主義的アプローチとシステム理論的アプローチの対立

これまでの行論からも明らかなように、近代社会がさまざまなリスクに満ちたリスク社会であるという状況認識は、三人の論者に共通のものである。また、リスクにさらされることは現在に生きる人間の社会的条件の一部を形成しており、個人と社会システムというレベルの違いこそあれ、再帰性＝反省という過程を導入することでリスクに対するダイナミックな対応が社会的になされるという見解においても、三者は共通している。

唯一の、しかし最も大きな違いは、個人主義的アプローチでは再帰性＝反省の主体として個人を考えるのに対して、社会システム理論的アプローチにおいては再帰性＝反省の主体が社会システムになっているという点である[9]。そして、この違いは理論的前提の差異であるとともに、近代化論における個人の扱い方の差異であるともいえる。

まず、理論的前提における両者の差異は、（近代）社会の構成要素を何と考えるかという違いに由来する。すなわち、ベックやギデンズが個々の行為者を理論の出発点に据えるのに対して、ルーマンは個人と個人との間に成立するコミュニケーションを社会の構成要素と見なすのである。そして、こうした理論的前提に再帰性＝反省という過程を加味することで、一方では社会変革を担う個人という批判理論的方向性が得られ、他方ではコミュニケーションについてのコミュニケーションを扱うメタ理論的方向性が探究されることになるわけである。しかし、いずれの方向をとるにせよ、このような理論的前提の是非を決めることは理論内在的には（それが明らかな破綻を来していない限り）不可能であり、他の理論との接続可能性や社会的現象に対する説明能力、すなわち実証性などの基準から判断されるべき事柄となる。

次に、近代化論の文脈から双方のアプローチを比較してみることにしよう。その場合、社会学の伝統的な近代化論では、近代化をゲマインシャフトからゲゼルシャフトへの移行、すなわち「共同体性の優位する社会形態から個人性の優位する社会形態へ」（佐藤 1998: 67）の社会変動として、とらえてきたことの認識が重要である。なぜならば、こうした大きな思考の流れに照らしてみるとき、ベックやギデンズのリスク社会論は、近代化論の一変種として理解することが可能になるからである。そしてそのことは、いずれの議論においても、再帰的過程を経ることで個人が社会から析出され、その重要性が増すと論じられていることからも明らかである。これに対して、ルーマンのリスク社会論では、近代化と個人化の過程は論理的に独立に論じられるような理論構成になっている。しかし、ルーマンの議論も、「社会の主要な制度領域で同時的に変化が起きると考えられている」（佐藤 1998: 67）点では、ベックやギデンズと同

じく、一方向的かつ斉一的な近代化を前提にする古典的な近代化論の流れに棹さしているといえる。こうして問題は再び、ある種の理論的前提から演繹的に個人化や諸機能システムの分化という結論を引き出すばかりではなく（これではいつまで経っても対立した議論は平行線をたどってしまう）、それがどの程度、現実社会に対する説明能力を持っているのかを検証すべきだという話しになるように思える。つまり、いかにしてアプリオリな理論的前提を、現実に身を引き寄せるなかで解体的に再構築していくのかということが問われてくるのである。

4．リスク帰属の問題とメタ理論に対する不満

近代化論のようなグランド・セオリーを提唱する社会理論に対して、その理論的前提を吟味して優劣を判断する試みはあまり意味がないばかりでなく、新たなグランド・セオリーの構築をもたらすだけでしかないように思える。しかしながら、リスク社会論に的を絞って考えると、ルーマンの提示した議論の方がベックやギデンズの議論よりも、さまざまなリスク現象を扱えるだけの射程の広さをもっているように感じる。こうした観点から、もう一度、個人主義的アプローチと社会システム理論的アプローチにおけるリスク社会論をめぐる対立という問題に焦点を当て、問題解決の方途を探ることにしたい。

まず第一に取り上げるべきなのは、近代社会のリスク把握において、リスクの問題はリスク帰属の問題でもあるという点である（Luhmann 1991: 34-36）。例えば、抗議運動を含む社会運動において、誰がリスクを引き起こしたのかという問題は非常に重要であり、その答え如何で運動の批判対象が変わりうるほど決定的なものであるといえる。もちろん、それと同時に、誰がリスクをリスクとして認める権限をもっているのかという問題も、非常に重要なものとなる。リスクの存在を社会全体に知らしめるためには、信頼できる人物によってリスクの認定が行われなければならないからである。こうした簡単な考察からも、リスクの帰属をめぐる次の二つのレベルを区別する必要性が生じることが分かる。

①リスクが帰属される主体のレベル

因果関係をたどることで、リスクを引き起こした何らかのアクション（ルーマンの言葉でいえば決定）を明らかにするとともに、リスクを生み出した主体を確定して、こうしたリスクを帰属させる。この場合の主体としては、個人、組織、社会構造、機能システムなど、さまざまな帰属先が考えられる。

②リスクを帰属する主体のレベル

個人的批判や社会運動の結果、リスクがそれとして認められたときには、このリスクを帰属した主体の側にリスク認定という行為の帰属が行われることになる。この場合の主体も、①と同じように、個人、組織、社会構造、機能システムなど、さまざまな帰属先が考えられる[10)]。

①のレベルに関しては、ベックやギデンズとルーマンの議論に対立はないように思える。むしろ問題となるのは②のレベルであり、そこではベックとギデンズが多くの場合において再帰的＝反省的個人にもっぱら帰属を行うのに対して、ルーマンでは抗議運動という社会システムに帰属を行うという対立が見られるのである。さらにいえば、ベックやギデンズの理論的布置では社会構造や機能システムなどに②のレベルの帰属を行うことは難しいのに対して、ルーマンの場合には個人を理論的に前提していないため、容易にこうした帰属を行うことができると同時に、主体としての個人に対する帰属も理論的に可能なものとなっている。もちろん、①のレベルでも②のレベルでも、どのような帰属が行われるかは実証的な問題であり、理論的な問題ではないということもできる。しかし、ここから、ギデンズやベックの個人主義的アプローチよりもルーマンの社会システム理論的アプローチの方が、さまざまな再帰的主体を扱う現実的な可能性に対して開かれているということまではいえそうである。

しかし、その一方でルーマンの社会システム理論の実証性に開かれた（複雑性を備えたといってもよい）メタ理論的性格[11]は、ベックやギデンズの社会理論が現実変革の手段として一般の人々に大きな影響を与える可能性をもつのに比べて、日常生活者に対してほとんど何の社会的貢献もなしえないように思えるのも事実である。もちろん、科学はこうした立場にとどまるべきだという意見もあるだろう。しかし、次のように問うこともまた可能ではなかろうか。すなわち、ここで取り上げた三人の社会理論家による議論を継承するために検討すべき理論的課題は、社会理論についての反省に基づくメタ理論的複雑性を保持しながらも、実証性に基づいた新たな現実像を提示することによって、現代社会に生きるわれわれに真摯な反省をうながすような社会理論の構築にあるのではないか、と。こうした社会理論の方向性が、世紀末を生き抜くわれわれには求められているように思われてならない。

【註】

1）ここでは、ルーマンによるリスク（Risiko）と危険（Gefahr）の区別を念頭に置いている。「(未来に）起こり得る不利益を、何らかの決定の結果と見なす、すなわち決定に帰属させる場合には、それをリスク、つまり決定のリスクと呼ぶ。それに対して、その起こり得る不利益を、外的に引き起こされたものと見なす、すなわち環境に帰属させる場合には、それを危険と呼ぶ。」(Luhmann 1991: 30-31)

2）例えば、「大きな物語」の終焉以降、機能的に分化したシステムの多数性というポストモダンな状況のなかで、「生きる意味」という大文字の問題を相も変わらず追い求めるのではなく、コンピュータ技術をも駆使しながら「その時々の意味」をデザインすることに専念すべきだというボルツの主張（Bolz 1997=1998）は、フランスの社会学者ボードリヤールの思想と同様に、饒舌な「知的漫談」しか生み出さないように思える。また、そうした言説の受容基準は、結局のところ、面白い／面白くないというものに変容していくため、社

会科学としての条件を満たさない結果に陥りがちになるのではないだろうか。

3）ダイオキシン問題が意図的なデータ改竄や毒性評価の恣意的アセスメントという政治的問題でもあるという論点については、松原の論文（松原 1999）を参照のこと。

4）ギデンズの近代化論に対する批判、およびルーマンの近代化論の詳細については、拙稿（1995）も参照されたい。

5）ギデンズは、「科学の普遍的正統性にたいする権利主張が、以前にも増して異議をさし挟まれるようになってきた」（Beck, Giddens & Lash 1994=1997: 338）という専門家システムに対する信頼のゆらぎを、一方で指摘している。ここにはベック流の科学の再帰性に基づく対抗科学の可能性とともに、価値相対主義や原理主義による科学自体の危機という可能性も含まれている。

6）主体的個人による反省（再帰性）の対象となるのは、マクロな社会構造的条件には限らない。恋愛関係や自分自身の人生設計などに対する反省も、複数の可能な行為選択肢からの選択をうながすことになる。そしてその選択のあり方が、グローバル化という条件のもとでさまざまな社会的文脈に影響を与える可能性をもつのである。

7）宗教のもとに政治や経済や法律を統合するイスラム諸国や、経済の生産部門を政治化している社会主義国家は、ルーマンの近代化論に従えば、近代社会に逆行する社会形態であることになる。ここには後述のように一方向的な近代化論の考え方が表れており、機能的に分化した社会とその外部の関係という問題意識は希薄なように思える。

8）ルーマンに独特のターミノロジーを用いた説明は、拙稿（1999）において行った。

9）これに加えて、科学（専門的知識）の果たす役割をどの程度に認識するかという違いもある。しかし、ルーマンの社会システム理論が科学システムの再帰性を扱える限りで、この違いにはあまり大きな意味はなくなるように思える（Luhmann 1991: 226）。

10）こうした帰属は、リスクの決定者の側（Entsheider）とリスクの影響を被る側（Betroffene）とでは異なっている、というのがルーマンの近代リスク社会についての基本テーゼである（Luhmann 1991: 117）。つまり、決定者の側はそれをリスクとして解釈し、影響を被る側はそれを危険として解釈する傾向が存在するのである（註の1）も参照）。このように、同一の事態に対して全く異なった解釈（帰属！）がなされることでパラドックスが生じるため、このパラドックスを解消する必要性から抗議運動（危険をリスクに変換する）が要請されるという論理的筋道もまた、ルーマンにおいては考えられることになる。

11）ルーマンは自らの社会システム理論を第二オーダーの観察と名づけている。これは観察者の観察を意味するものであるが、それと同時に、ここには如実にメタ理論的性格が現れているともいえる。

【文献】

Beck, U. 1986 *Risikogesellschaft*, Suhrkamp.［東廉・伊藤美登里訳『危険社会』法政大学出版局，1998］

Beck, U., Giddens, A. & Lash, S. 1994 *Reflexive Modernization*, Polity Press.［松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化』而立書房，1997］

Bolz, N. 1997 *Die Sinngesellschaft*, Econ Verlag.［村上淳一訳『意味に飢える社会』東京大学出版局，1998］

Giddens, A. 1990 *The Consequences of Modernity*, Stanford University Press.［松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か？』而立書房，1993］

——— 1991 *Modernity and Self-Identity*, Stanford University Press.

——— 1992 *The Transformation of Intimacy*, Polity Press.［松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容』而立書房，1995］

平川秀幸 1999「リスク社会における科学と政治の条件」『科学』（Vol.69, No.3），岩波書店，pp.211-218.

今村仁司 1994『近代性の構造』講談社選書メチエ1.

金森修 1998「普遍性のバッククラッシュ」『現代思想』（Vol.26-13），青土社，pp.52-68.

——— 1999「環境の文化政治学に向けて」『科学』（Vol.69, No.3），岩波書店，pp.219-226.

菅野博史 1995「リフレクシヴィティーと近代——近代社会の論理的基底をめぐって——」『社会構造の探求 現実と理論のインターフェイス』（笠原・西原・宮内編），新泉社，pp.395-413.

——— 1997「観察とパラドックス——ニクラス・ルーマンの科学システム理論をめぐって——」『帝 京社会学』（第10号），帝京大学文学部社会学科，pp.55-73.

——— 1999「近代社会の自己記述は可能か？——ニクラス・ルーマンのオートポイエーシス的社会システム理論」『情況』（四月号別冊），情況出版，pp.154-168.

Luhmann, N. 1986 *Ökologische Kommunikation*, Westdeutscher Verlag.［土方昭訳『エコロジーの社会理論』新泉社，1988］

——— 1990 *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp.

——— 1991 *Sogiologie des Risikos*, Walter de Gruyter.

——— 1992 *Beobachtungen der Moderne*, Westdeutscher Verlag.

——— 1997 *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp.

松原早苗 1999「ダイオキシンの科学社会学入門」『科学』（Vol.69, No.3），岩波書店，pp.227-234.

宮本孝二 1998『ギデンズの社会理論』八千代出版.

佐藤俊樹 1996『ノイマンの夢・近代の欲望』講談社選書メチエ87.

——— 1998「近代を語る視線と文体」『講座社会学1 理論と方法』（高坂健次・厚東洋輔編），東京大学出版会，pp.65-98.

（かんの ひろし 帝京大学文学部）